

若宮町内会細則

令和8年4月1日

若宮町内会

【会則第11条】 関連細則												
【総務部】 <ul style="list-style-type: none">・総会・役員会・班長会議等の進行及び資料の用意等行う・市政たより・県政便り等の配布管理・回覧物のブロック長への配付及び管理												
【環境衛生部】 <ul style="list-style-type: none">・町内のゴミ処理等の環境対策、健康に関する衛生団体への協力を行なう。・部員は、班毎に選出し、部長に報告する。												
【体育部】 <ul style="list-style-type: none">・学区内の町内会主催運動会、納涼夏祭り大会の実施、体育振興会の行事への参加など、町内会の体育向上に関する事業の推進を行なう。・部員は、班毎に選出し、部長に報告する。												
【女性部】 <ul style="list-style-type: none">・町内における女性部独自の諸活動の推進及び町内行事の支援、防火知識の向上及び防火思想の高揚推進に努める。・部員は、班毎に選出し、部長に報告する。・女性部長は、女性防火クラブ長を兼務するものとする。												
【防災防犯部】 <ul style="list-style-type: none">・地震、その他の災害発生時に、それらの災害を少しでも抑えるよう応急活動を敏速にかつ、効果的に行うことを目的とする。												
【会則第12条】 関連細則												
【班】 <ul style="list-style-type: none">・班は、1班から30班に・班長は、町内会費の集金を行なうとともに、町内会活動の支援と地区内住民相互の連絡調整に務める。												
【ブロック】 <ul style="list-style-type: none">・ブロックは、4ブロック分け、それぞれの班との調整を行なう。<table><tr><td>1ブロック</td><td>1班から</td><td>7班まで</td></tr><tr><td>2ブロック</td><td>8班から</td><td>14班まで</td></tr><tr><td>3ブロック</td><td>15班から</td><td>22班まで</td></tr><tr><td>4ブロック</td><td>23班から</td><td>30班まで</td></tr></table>・ブロック長は、ブロック内の班長への連絡、調整、回覧物、市政たより等の配付を行なう。<u>尚、総会前の理事会に出席し、執行部から出される総会議案に対し意見を述べる事が出来る。</u>	1ブロック	1班から	7班まで	2ブロック	8班から	14班まで	3ブロック	15班から	22班まで	4ブロック	23班から	30班まで
1ブロック	1班から	7班まで										
2ブロック	8班から	14班まで										
3ブロック	15班から	22班まで										
4ブロック	23班から	30班まで										

【会則第7条】関連細則

【町内会費】

- ・1世帯あたり 持家月額 400 円、 借家・マンション月額 350 円

【会則第31条】関連細則

【予算及び決算】

- ・会計は一般会計と公民館補修の為等の特別会計とする
- ・公共団体等から経費協力の要請があった場合は役員会において審議し総会の予算案に計上し、総会において決定する。しかし予算の枠内であれば、役員会の決議で支払う

その他細則

【活動費】

- | | | | |
|-------|-------------|--------------------|-------------|
| ・会長 | 年額 60,000 円 | ・副部長 | 年額 20,000 円 |
| ・副会長 | 年額 50,000 円 | ・監事 | 年額 10,000 円 |
| ・会計 | 年額 55,000 円 | 理事がブロック長が理事会に出席した時 | |
| ・専門部長 | 年額 30,000 円 | 日当として 2,000 円を支給する | |

【謝礼金】

- | | | | |
|---------------------------|------------|------------|----------------------|
| ・ブロック長 | 年額 5,000 円 | | |
| ・班長 | 戸数 15 件まで | 年額 5,000 円 | 16 件～20 件 年額 6,000 円 |
| | 20 件以上 | 年額 7,000 円 | |
| ・アパート、マンションに広報誌等の配付を担当する方 | 手当て | | |
| 1 件～10 件 | 年額 1,000 円 | 51 件～60 件 | 年額 6,000 円 |
| 11 件～20 件 | 年額 2,000 円 | 61 件～70 件 | 年額 7,000 円 |
| 21 件～30 件 | 年額 3,000 円 | 71 件～80 件 | 年額 8,000 円 |
| 31 件～40 件 | 年額 4,000 円 | 81 件～90 件 | 年額 9,000 円 |
| 41 件～50 件 | 年額 5,000 円 | 91 件～100 件 | 年額 10,000 円 |

附則

- 本細則は、平成 25 年 4 月から施行する。
- 本細則は、平成 28 年 4 月から施行する。
- 本細則は、令和 5 年 4 月から施行する
- 本細則は、令和 7 年 4 月から施行する
- 本細則は、令和 8 年 4 月から施行する